

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷四十二第

行發日一月六年二和昭

論叢

マルクスの農業經濟觀 教授 法學博士 河田 嗣郎
 所得申告遺漏の補完方法 教授 法學博士 神戶 正雄
 國家と社會 助教授 法學士 作田 莊一

說苑

ブルゲン氏の諸社會主義評論 教授 法學博士 田島 錦治
 産業としての林業の特性 教授 林學士 平田 憲夫
 琉球の癩瘡置縣 教授 法學博士 山本美越乃

雜錄

津輕藩の武士歸農策 教授 經濟學士 黑 正 巖
 統計に於ける二重計算 教授 經濟學士 岡崎 文規
 銀行法と普通銀行の資本金 助教授 法學士 沙見 三郎

法令

支拂猶豫ノ件・日本銀行特別融通及損失補償法・臺灣ノ金融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法
 律・特別融通審査會規則・商工會議所法・計理士法・保稅倉庫法中改正・保稅工場法

附錄

本誌第二十四卷總目錄

誤れる植民政策の畸形兒 琉球と廢藩置縣 (前期)

山本美越乃

慶應三年將軍徳川慶喜は時勢人心の嚮ふ所を察して政權を奉還し、王政古に復り諸般の制度は面目を維れ新たにするに至り、次で明治二年には帝都を東京に遷し、同四年には諸侯をして版籍を返上せしめ藩を廢して縣を置くことゝなつた、之を機會に琉球王國も亦未曾有の變革に遭遇せざるを得ざることゝなり、從來名義上に於ては我が國の植民的保護地と稱するを得たが、實際上に於ては島津氏に直屬して對支貿易の一機關として其の存在を認めらるゝに過ぎなかつた琉球も、此の年を以て薩藩の手を離れて鹿兒島縣の管下に屬し、名實共に日本帝國の一植民的保護地となるに至つた、幕府時代には琉球王の即位に際しては其の恩を謝する意味に於て謝恩使を、又徳川氏の將軍職に就ける場合には祝賀の意を表する爲めに慶賀使を江戸に送り、幕府に對する朝貢の禮は之を盡くし來れるも、朝廷に對しては琉球は古へより朝貢の禮を修めなかつたのであるが、今や王政維新の一大盛事に際會したるを以て、明治五年七月國王尙泰は伊江王子(尙健)を正

使とし宜野灣親方(向有恒)を副使として東京に遣はし、天皇の親政を奉賀せしめた、當時尙泰の上奏せる表文に曰く、¹⁾

恭ク惟ルニ皇上登極以來乾綱始テ張り庶政一新黎庶皇恩ニ浴シ歡欣鼓舞セサルナシ尙泰南阪ニ在テ伏シテ盛事ヲ聞キ懼扑ノ至リニ勝ヘス今正使尙健副使向有恒贊議官向維新ヲ遣シ謹テ朝賀ノ禮ヲ修メ且方物ヲ貢ス伏シテ奏問ヲ請フ

明治五年壬申七月十九日

琉球國王 尙 泰 謹奏

朝廷に於ても亦琉球使臣の朝覲を嘉みし、毛利氏の邸宅を以て其の宿舎に充て、外務省の官吏として之を接待せしめたのみならず、尙泰を封じて琉球藩王となし華族に列した、當時の詔勅に曰く、²⁾

朕上天ノ景命ニ膺リ萬世一系ノ帝祚ヲ紹キ奄ニ四海ヲ有チ八荒ニ君臨ス今琉球近ク南服ニ在リ氣類相同ク言文殊ナル無ク世々薩摩ノ附庸タリ而シテ爾尙泰能ク勤誠ヲ致ス宜ク顯爵ヲ與フヘシ陞シテ琉球藩王ト爲シ叙シテ華族ニ列ス咨爾尙泰其レ藩屏ノ任ヲ重シ衆庶ノ上ニ立チ切ニ朕カ意ヲ體シテ永ク皇室ニ輔タレ欽ヨ哉

明治五年壬申九月十四日

次で同年九月二十日には藩内の融通に便ならしめんが爲めに金銀貨及び紙幣を取交せ三萬圓を

1) 『沖繩一千年史』、六五三頁。
2) 『沖繩一千年史』、六五五頁。

下賜せられ、更に同月二十九日には尙泰を一等官を以て待遇すべき旨を達し、且東京府下飯田町
檜木阪に邸宅を購ふて之を賜ふた、此の如くして從來薩摩の管領たりし琉球は今や朝廷の直藩
となり、朝貢等の儀禮も直接東京に於て之を受け、又琉球に關する中央政府の事務は爾後外務省
をして之を管掌せしむることゝなつた、蓋し琉球は多年支那と親密なる關係を有せるのみなら
ず、歐米諸國とも條約を締結して交際し來れる關係あるを以て、外務省の所管となすを便と考へ
たものであらうと思はるゝが、其の後外務省は支那及び西洋諸國に對する事務を取扱ふ所である
と云ふ理由を以て、琉球藩より外務省の管理を廢し内務省の所屬とせられんことを請ふた爲め
に、明治七年一月以後は琉球藩の事務は内務省に移管せられた、……表面の理由は此の如く外
務省は諸外國に對する事務を取扱ふ所であり、琉球は日本帝國の一部であつて外國と稱するを得
ないから外務省の所管とする事は當を得ないと云ふにあつたが、其の實は外務省の管轄となり居
る時は、琉球は日本の直屬たることが諸外國に知れ渡り、延て琉支兩國の交際に支障を來たす虞
れがあつたからである、……既に中央政府の直屬となつた以上は嘗て琉球が米・佛・蘭等の諸國
と締結した條約も、凡て之を外務省に於て受繼ぐのは當然である所から、明治五年九月二十八日
に其の旨を達示し、又薩摩の管領時代には毎年琉球より年頭使を鹿兒島に遣はして庶務を見せし
めたものであるが、自今之を廢して東京に轉勤せしめ東京詰年頭使と呼ぶことゝなつた。

日琉兩國の關係は茲に全く面目を一新したるを以て、薩藩管領時代に於けるが如くに日支兩國に對する琉球の不即不離の兩屬關係は到底之を認容すべからざることゝなつた爲めに、明治八年一月政府は三司官(協同して國王を輔佐する三人の重臣)一名及び當時琉球の官人にて日本語に最も熟達せる與那原親方の上京を命じ、自今琉支兩國の直接交通は之を許さざる旨を達した、司官等は過去に於ける琉支兩國の關係より支那に對しては進貢を絶ち難き事情あることを陳べ、從來の如き状態に置かれんことを懇願したが許されなかつた、次で同年六月政府は琉支兩國の交通を斷然差止め、且日琉兩國の關係を明確ならしめんが爲めに内務大丞松田道之を使者として琉球に遣はし、左の達書を交付せしめた、

琉 球 藩

一 其藩ノ儀從來隔年朝貢ト唱ヘ清國へ使節ヲ派遣シ或ハ清帝即位ノ節慶賀使差遣ハシ候例規有之趣ニ候得共自今被差止候事

一 藩王代替ノ節從前清國ヨリ冊封受ケ來リ候趣ニ候得共自今被差止候事
右ノ通可心得此旨相達候事

明治八年五月二十九日

太政大臣 三 條 實 美

琉 球 藩

一 藩内一般明治ノ年號ヲ奉シ年中ノ儀禮等總テ御布告ノ通遵行可致事

說 苑

誤れる植民政策の畸形兒、琉球と薩藩置縣

第二十四卷 一〇五三

第六號 一一一

1) 喜舍場朝賢著『琉球見聞録』、一七乃至一八頁。
後藤敬臣編『南島紀事』、下卷、三八頁以下。

- 一 刑法定律ノ通施行可致因テ右取調ノ爲擔當ノ者兩三名上京可致事
 - 一 藩制改革別紙ノ通施行可致事
 - 一 學事修業事情通知ノ爲人選ノ上少壯ノ者十名程上京可致事
- 右條件之通可心得此旨相達候事

明治八年六月三日

太政大臣 三條實美

琉球藩職制

一藩 王 一等官

勅任官トス

一大參事一員 四等官 一權大參事一員 五等官

一少參事二員 六等官 一權少參事二員 七等官

以上奏任官トス藩議ヲ以テ人選具狀ノ上宣下アルヘシ

一大屬 八等 一權大屬 九等

一中屬 十等 一權中屬 十一等

一少屬 十二等 一權少屬 十三等

一史生 十四等 一藩事 十五等

以上判任官トス藩議ヲ以テ相命上届出ヘシ

一 等外 一 等 二 等 三 等 四 等

俸給ハ渾テ藩費ヲ以テ適宜給與スヘシ

政府が内務大丞松田道之を琉球に差遣するに至つた事情は、琉支兩國の直接交通は將來之を斷絶すべき旨を既に通達しあるに拘らず、琉球王は尙ほ支那先帝崩御の白詔及び新帝即位の紅詔を受け、之に對して又弔問・慶賀の使節を送れる事偶々北京在留の日本公使の耳にする所となり、直ちに琉球の使節に對して問責狀を送りたるも、支那官吏の妨ぐる所となりたる報ありしより、特に使節を琉球に差遣することゝなつたものであると云ふことである、而して松田大丞は別に達書中には其の事の明記なきも、前掲條項の遵守の當然の結果として、(一)在福州の琉球館を廢止すべき事、(既に朝貢を廢する以上は公館を存置するの必要がないからである)、(二)臺灣問罪師の派遣に對する謝恩の爲め尙泰王自ら上京すべき事、(三)琉球内の適當の地に鎮臺の分營を設置する事等を口達した。

因に、茲に臺灣問罪師の派遣に對する謝恩云々と言へるは、明治四年琉球船三隻宮古島に渡航の途中暴風に遭ひ臺灣牡丹社の蕃地に漂流し、七十餘名中生蕃の爲めに殺害せられたる者五十餘名に及び、僅に十數名の者通れて福州に到着したと云ふ出來事があつた、故に條約締結の要件を帯びて副島外務卿の清國に差遣せられたる時、臺灣生蕃の我が版圖に屬する琉球人を殺害したる罪を責めた所、清國政府は之に應へて生蕃の棲息地は未だ王化に霑はず我が管轄外に在りとの理由を以て取合はなかつた、茲に於て陸軍中將西郷從道をして陸海軍を率ひて征臺

の途に上らしめ、蕃地を征服して十八社を降伏せしめた、然るに此度は清國政府の代表者たる臺灣總督は屬官を遣はして生蕃も亦自己の管轄に屬する旨を告げ、且其の圖籍を示した爲めに、西郷中將は軍を駐めて此の旨を政府に報告した、我が政府は此の報に接するや内務卿大久保利通を全權辦理大臣に任して支那に差遣し、清國政府の前言の齟齬を責むると共に、軍事費・償金及び被害者遺族撫恤金として五拾萬兩を提供せしめて漸く落着した、所謂臺灣開罪師云々とは此の事件を稱するものであつて、之に對して琉球王自ら上京して其の恩を謝すべしとの要求が前掲(二)の條項である。¹⁾

琉球藩廳に於ては此の達書を見て大に驚き、其の回答に就て數日間討議を重ねたが、議論百出歸する所を知らなかつた、併し數日後大體に於て左の如くに意見を纏め、之に基き回答を爲すこととなつた、其の要旨は『刑法取調べの爲めの擔當者』及び『學事修業事情通知の爲めの少壯者』を上京せしむる事は、天朝(琉球にては清朝のことを此く呼んだ)に對しても別に差支へなきを以て其の命に従ふも、臺灣征伐の謝恩の爲めに藩王自ら上京すべしとの事は、目下藩王病薨に在り事實上不可能なるのみならず、國王の地位は至尊至嚴妄りに其の身を輕んじて他地方に出づべきではない、故に王子をして名代として入覲せしむること、隔年朝貢の使節を清國に派遣する事、清帝即位の節慶賀使を差遣する事、藩王代替の時冊封を受くる事等は自今之を差止むとの通達に對

1) 『南島紀事』下卷、三二頁以下。

しては極力之に反對すること、何となれば進貢の事は昔へよりの大典たるのみならず、明朝時代より國王の代替ある毎に波濤を冒して使者を送り王爵を賜ふ等優遇至らざるなく、又隔年の進貢に際しても賞賜の綵幣枚舉に違なく、清朝に及んでは一層優渥の度を加へ其の恩窮まりなし、斯かる恩を忘れ義に背き朝貢を絶つが如きことは理に於て許すべからざる所である、況んや琉球の地たる大洋中に孤立し國土狭小にして自立の力なく、清國の版圖に屬して其の保護聲援の下に漸く國を成し自由の權利を享有して居る有様である、故に一度清國との關係を絶つ時は自然自由の權利を失ひ、掣肘拘束を受くる結果國家の存立を危くするに至るからである、と云ふのが反對の主たる理由であつた。

斯かる藩論に基き尙泰は左の請書及び願書を呈出した。¹⁾

一當藩御保護の爲め分遣隊被置候旨太政大臣三條公よりの御達書内務卿大久保利通殿より池城親方等在京之砌御渡相成此儀不容易事件にて歸帆の上國評を以て申上候方に内願申上置候處猶又貴下より御示諭之趣も致承知此上御斷難申上奉畏候然は當藩之者共皇國の衆に對し萬端律義可有之との段は兼々申付置候得共猶以相愼候様分けて申渡事御座候間兵隊共にも御締方被仰渡人數も成丈減少被仰付度尤地價一件も致承知候得共御保護之爲被召立事にて代價相下候ては不本意候間無代に被仰付度奉願候

一刑法定律之通施行可致因て右取調の爲め擔當の者兩三名上京可申付旨致承知彌差登可申候

1) 『琉球見聞錄』、二九乃至三一頁。

一學事修業事情通知の爲め人選の上少壯の者拾名程上京可爲致旨致承知是又上京申付候様可仕候

右の通御請申上候也

明治八年八月五日(舊七月五日)

琉球藩王 尙 泰

内務大丞 松 田 道 之 殿

當藩清國へ隔年之進貢或は清帝即位の節慶賀差遣且清國より冊封受來候得共自今被差止且藩内一般明治の年號を奉じ年中の禮儀等總て御布告之通遵行且藩制改革被仰付との件々太政大臣三條公御達書并貴下よりの御示諭委曲致承知依之諸官へも評議の上懇願の趣左に申上候

一當藩之儀往昔者政體諸禮式不相立候上諸篇不自由爲有之事候處 皇國支那へ屬し御兩國之蒙御指揮漸々政體宜罷成藩用之物件も御兩國を便致調辨其外段々蒙御仁恤誠に皇國支那之御恩舉て難申盡實々御兩國は父母の國と舉藩末々に至り奉仰罷在幾萬世不相替忠義を勵度志願御座候處自今支那への進貢慶賀并彼の封冊を請候儀被差止候ては親子之道相絶候も同前累世の厚恩忘却信義を失申事にて必至と胸痛仕罷在仕合御座候間前件の情實被遊御賢察支那への進貢慶賀并彼の封冊を受候儀共是迄通被仰付度

皇國御管轄之所は鹿兒島縣へ屬し候砌より支那に對し隱密仕候得共支那へ申披明瞭之方に取計幾重にも御兩國之御奉公永久勤勉致度御座候間何卒願意御採用被下度奉懇願候

一當藩之儀右に申上候通 皇國支那へ屬し居候故に皇國へ奉對候ては皇曆を用支那に對しては彼曆を用年中之儀禮も御兩國之御格式に準じ取行居申次第にて新年紀元節天長節等の祝賀彌

御布告通遵奉可仕候間其他是迄通被仰付被下度奉願候

一職制之儀國柄に應じ民心に従ひ相定古來變易無之 皇國御直管相成候ても國體政體永久不相替樣被仰付候段被仰渡藩内一同拜承難有安堵仕居申候處藩制改革被仰付候は、小邦丈人心迷亂毎物行届申間敷と別て心痛仕居申候御内地とは別段之御取譯を以て何卒此中之通仰付被下度奉願候

右箇條之通奉懇願候委細攝政三司官より申上候間幾重にも寛廣之御仁德を以て御許容所仰御座候也

明治八年八月五日

琉球藩王 尙 泰

内務大丞 松 田 道 之 殿

藩王よりの此の書面に對して松田大丞は一々意見を附したる辯駁書を送つたが、之に對し藩廳に於ても重ねて討議の結果辯明書を呈出し來り、辯明に次ぐに辯明を以てし甲論乙議何時結末を告ぐべきか殆ど豫測し難き状態であつた、當時の藩廳の態度に就ては琉球舊藩士喜舍場朝賢氏は其の著『琉球見聞録』中に左の如くに述べて居る、

「松田大丞は客館に在て返書の來るを待てども來らざるを憤り、自ら城府に到り百般唇舌を鼓して嚴格に責誅するも、三司官は只唯々是れ應ずるのみにて曾て決定の返答を爲さざれば松田は致し方なく客館に退き、又中田種子島福崎河原田の四氏を城府に遣はし頻りに督促を爲して曰

く、今迄時日を遷延するは如何なる事ぞ毫も承認し難ければ速に決定せらるべし、決定する迄は我等茲に留まるべし決定せば直に返書を製し我等に内閲せしめらるべしと、當藩衆官吏は松田の臨藩以來毎日城府へ參集する者百餘人紛々擾々其喧しきに堪へず、彼を乞ひ是を願ひ條理と認むべきものは織芥の事と雖も悉く擧げて返答を延期する材料と爲したれども言ふ所咸く松田に挫折排斥せられ一も効を奏せず、然れども些にても言を強くし意を鋭くして之を拒まば、忽ち政府の嚴責を蒙りて如何なる不測に陥らんも謀り難きを知り、其命令に應せざるの意なれども常に顔色を婉愉にし言語を遜順にして只頑愚無智の容を装ひ、少も其忿怒に觸れざらん様に之に應對す、是を以て松田は條理の在る所は残らず解釋して説諭を爲し、其動かざるに至ては聲を荒くし苛責すること宛も三尺の童兒に於けるが如きことあり、衆官吏は松田に責め立てられ夜も寝ねず晝も休むことなく、毎日朝より晩に至り協議囂然として胸を燎き肝を碎き食も咽に下らず、遂に精神困倦身體疲弊し醉ふが如く狂ふが如く面色悉く青ざめ大息を呼吸するのみなり云々¹⁾と。

事情此の如くなりしを以て松田大丞は其の曖昧なる態度に憤慨し、談判愈々急を告ぐるに及び、藩廳の高官等は大に狼狽して是れ實に國家の重大事なるを以て、宜しく國論に聽くの要ありとなし、廣く有志の士を集め此の事件に關する往復文書及び談判の經過を報告して意見を徴したるも結局名案なく、高官等と同じく朝廷の命を固辭すべしとの議に一決した、然るに藩王の侍醫

1) 『琉球見聞録』、九七乃至九八頁。

譜久島なる者衆議を排し、今若し朝廷の命を拒まば必ずや其の怒りに觸れ國家は不測の災を蒙むるに至らん、宜しく禍を轉じて福となすの策を用ひ朝廷の命令に従ふべしとの建議をなすを至當とすと主張した爲めに、衆議忽ち一變して此く決した、然るに藩廳の官人等は此の建議を喜ばずして却て斯かる決議の不當なることを責めたるを以て、衆議は再び前言を續して朝廷の命を固辭せんことに一致したと云ふが如く、國論に於ても毫も定見の認むべきものがなかつた。

此の間に處して獨り藩王のみは朝命遂に之に抗し得ざることを深く覺悟しつゝ、あつたようであるが、如何せん周圍の官人等が反對の意見を固執して極力之を拒否せんとしたるより、徒らに回答の時日を遷延するのみにて更に事件の進捗を見るに至らなかつた、此の如く官人等の現狀維持説を主張して朝命に従はざらんとした理由は、至誠國を愛する真情より出でたるものと言はんよりは、寧ろ世襲の官職に安んじ家格に依頼して高位高祿を貪らんとする私心が、其の大なる動機を成して居つたように思はるゝ、何となれば優柔不斷なる藩廳の態度に憤慨せる松田大丞は、明治八年九月六日(舊八月七日)附を以て強硬なる最後の通牒(註)を發したるに、藩王は官人等の頭迷にして危禍の其の身に迫るを悟らず朝命を輕視して顧みざるを歎じ、奮然自ら決する所あり朝命を遵奉すべき命令を下した、然るに之を耳にしたる官人中には失望の極涕泣して『我等卿大夫の門地に居り世々爵祿を保ちたれども今後は日本維新の風格となり、唯學識ある者のみ官に昇り

1) 『琉球見聞録』一〇四乃至一〇五頁。

祿を受け、我等家門衰微し子孫凍餒すべし¹⁾と叫んだと云ふのを以ても之を察することが出来る、
『琉球見聞録』の著者も當時の光景に就て『衆官の務めて朝命を拒絶するは固より家格を保つの爲
めにして國を愛するに非ざることを知るべし、藩王唯憂慮焦心せらるゝ亦宜ならずや』と評して
居る、蓋し琉球藩の成規に據れば按司・總地頭・脇地頭・平士等各家格を定め、王子の二男以下及
び按司の二男・總地頭脇地頭の長男等は官爵世襲にして學識無きも皆年長に隨て自ら卿大夫に昇
ることを得、按司の三男・總地頭脇地頭の二男以下及び平士は永久平士として學識あるも卿大夫
に昇ることを得ないと云ふ制度であつた爲めに、官人等が藩王の朝命遵奉の意あるを聞かや、失
望の極此く叫んだと云ふことは敢て怪むに足らぬ。

(註) 今般政府命令ノ事ニ付拙者着藩以來政府ノ主意トセラルル所即チ條理ノアル所ヲ以テ百方
辯論ヲ費スト雖モ貴下及ビ藩吏ニ於テハ更ニ承諾セラレズシテ毎ニ不條理ナル請願ノミニ付
拙者ハ之ヲ聽許セズ此上ハ遵奉セラルルカ否ラサル乎二ツノ外他ナキニ至リ遂ニ一昨四日ニ
於テハ政府ノ命ヲ奉ジ委員タル拙者ヲ擱キ直ニ政府ニ向テ辯論センコトヲ主張シテ拙者ヲ辱
カシメ即チ政府ヲ辱カシメ又彌遵奉ナキニ決スルトキハ拙者ハ是非貴下ニ面シテ一言述ブベ
キノ趣旨アツテ之ヲ照會ニ及ビタルニ病ノ故ヲ以テ謝セラルルニ依リ遂ニ其病況ヲ検査セン
コトヲ要シタルバ又固ク之ヲ拒マレタリ昨五日ニ於テハ遵奉セザル旨ヲ以テ被出タル書面ヲ
閱スレバ文意曖昧他日督責ヲ受クルニ答フル爲遁辭ヲ含蓄シタルモノニシテ政府ニ於テハ決

1) 『琉球見聞録』一〇七頁。

シテ取ル可カラザル書面ニ付拙者直ニ之ヲ辯論シテ擯斥シタルニ靦面猶ホ悛メザル等ノ件々ハ朝命ニ應ゼズ即チ政府ニ反シタル者ト名狀スベキ也依テ拙者ハ之ヲ視認メ明後八日ヲ以テ此地ヲ去リ歸京ノ日之ヲ審カニ政府ニ上陳セントスルナリ然レバ則チ政府ハ貴下即チ反者ニ對スル國法ヲ以テシ當藩ニ對スルニ前途ノ處分ヲ以テセラルベシ依テ左ノ條件可被心得將ニ去ニ臨ミ一書如斯也

一 貴下謝恩名代上京今歸仁王子并ニ刑律取調ノ爲上京ノ官吏學事修業事情通知ノ爲上京ノ人員等出發ノ儀ハ當今差止候事

一 都テ藩吏ノ上京ハ當分差止候事

一 當今ノ内當地人民他ノ管地ニ回テ航海スルトキハ毎時内務省出張所ニ届出ベク藩吏ハ他ノ管地ニアラズトモ都テ當地ノ諸港ヲ出ル時ハ其所要並ニ其至ルベキ地方等詳カニ届出ヅベク様可致候事

明治八年九月六日(舊八月七日)

内務大丞 松田道之

琉球藩王 尙 泰殿

此の如くして官人等は自己の力の到底及ばざるを覺るや、村人を煽動し多勢を恃みて王命を取消さしめんと計畫せる所より一大騷擾を惹起した爲めに、藩王も如何とも爲す能はず遂に遵奉の命令を取消し、別に左の願書を呈出することゝなつた。

當藩支那との續五百年來の緣由有之信義之掛る所にて斷ち絶候儀難致是迄通被仰付度段々願申

上候得其御採用無御座其儘御請仕候儀藩中人心の安せざる所候間藩吏之内人選之上拙者之委任を與へて上京せしめ今一應政府へ申上其上御採用無御座候はゞ東京に於て直に御請可申候條此儀御依頼申上候也

明治八年九月九日(舊八月十日)

琉球藩王 尙 泰

内務大丞 松田道之殿

茲に於て三司官池城親方を上京使者とし、之に高官五名及び吏員數名を隨行せしむること、し、九月十一日(舊八月十二日)松田大丞と共に那覇を出發せしめた、茲に至る迄の琉球藩廳の態度に就ては、松田大丞の歸京後直ちに政府に呈出せる復命書に委曲を盡くしあるを以て、左に其の一部を摘録して當時の實情を知らんとする士の參考に供しようと思ふ。

臣等之 曩ニ命ヲ奉ジテ琉球藩ニ至ルヤ先ヅ命令書ヲ授ケ朝旨ノアル所即チ條理ノアル所ヲ以テ
百方說諭ヲ加フト雖モ、藩議固陋ニシテ之ニ服セズ、漸クニシテ分遣隊ヲ被置及ビ刑法取調ノ
官吏學事修業事情通知ノ生徒上京等ノ條件ハ遵奉書ヲ呈シ、且征蕃役ノ高恩拜謝ノ爲メ藩王上
京スベキ處病ノ故ヲ以テ暫時延期先ヅ今歸仁王子ヲシテ代謝セシメントヲ請フニ至レリ、而
シテ「清國ニ關スル條件」及ビ「職制改革ノ條件」ニ至テハ頗ル苦情ヲ唱ヘテ依舊如故ヲ歎願シテ
不止、茲ニ其要領ヲ舉グルニ「清國ニ關スル條件」ニ於テハ五百年來恩義アルヲ今之ヲ絶ツトキ
ハ自ラ信義ヲ失スルノ道理ニシテ世界ニ對シテ恥ヅベシトシ……元來當藩ハ日清兩國ノ庇護

1) 『琉球見聞錄』、一一〇乃至一二九頁。

ニ依テ國ヲ成シ之ヲ父母ノ國ト稱シテ事フルハ今ヲ初メトセズ、星霜頽ル古クシテ世界皆知ル所ナレバ、此兩屬ノ體ヲ因襲スルモ敢テ我政府ノ體面ヲ毀損スルコトナシトシ……『職制改革ノ條件』ニ於テハ今ノ官制ハ國祖天孫氏以來ノ國體ニ依リ治務ノ便宜ニ就テ立テ則チ此國情民心ニ適應シタルモノナレバ之ヲ存シテ其障礙アルヲ見ズ、……且去五年副島外務卿並外務官吏ヨリ國體政體永久變更セザルヲ保證セシコトアレバ之ヲ蹈マンコトヲ要スルヲ以テセリ、而シテ其中心肺腑ニ入テ之ヲ視レトキハ種々論議ノ因テ來ルモノアリト雖モ之ヲ要スルニ其闔藩人民ノ成立安着スル所以ノモノニ着眼セズ、即チ藩內公益ノ爲メニ謀ラズシテ其王爵ヲ維持シ舊例古格ノ墨守スル所ノモノニ着眼シ、即チ當藩王家ノ私利ノ爲メニ謀ルト傍ラ清國ノ譴責ヲ恐ルルトニアツテ猶ホ甚シキハ往昔獨立國ノ體ヲ爲シタルヲ追慕スルノ念絶ヘズ、而シテ我政府ノミニ屬スルトキハ此私論ノ自由ヲ逞フスルコトヲ得ズ清國ト兩屬ノ體ヲ存スルトキハ依テ以テ之ヲ逞ウスルコトヲ得ルナリ、故ニ從來我政府ノ保護ヲ受ケタルノ厚キ近クハ維新以來多少ノ恩典征蕃役ノ義舉等ノ如キハ清國保護ノ薄キ或ハ絶ヘテナシト謂フトモ可ナルモノト曰ヲ同ウシテ論ズ可カラザルハ滿藩之ヲ知ラザルニ非ズト雖モ、彼ノ私論ノ自由ヲ逞ウスルノ便否ヨリ論ズルトキハ其保護ノ厚薄征蕃ノ義否ノ如キ之ヲ問フニ遑アラザルナリ、且我政府ノ往時當國ニ於ケル兵威以テ之ヲ征討シ治權以テ之ヲ壓制シテ苛酷城中ニ卑屈セシムルモノアレバ中心甘服セザル所アリ、其當藩ニ取テ眞ニ恩惠トシ保護トシテ見ルモノハ僅々維新以來ノ典ノミ而シテ猶ホ多少危惧ノ心ヲ脱セザルナリ、其清國ニ於ケルハ固ヨリ保護ノ典ヲ受ケズト雖モ亦壓制ノ沙汰ヲ受ケズシテ王爵ノ名譽ヲ持シ附庸ノ國體ヲ有ツコトヲ得其私利上ノ便宜ニ於ケル

莫善於此、故今般我政府ノ命令ニ對シテハ其服否ヲ問フ抑末ニシテ其私論切迫ノ極中心既ニ反スレドモ幸ニシテ兵力ナキニ依テ其實跡ニ涉ラザルナリ、於是臣遣之ハ主トシテ其清國ニ關スル條件ニ於ケル信義ト言フモ我政府ノ之ヲ絶タシムル所以ノ條理ニ比スレバ遂ニ輕ウシテ之ヲ絶ツハ大義名分ニ從フモノナルノ辯、……父母ノ國ト稱スルハ則チ其恩惠ヲ受クルヲ形容シテ稱シタルモノニシテ其權義ヲ稱シタルモノニ非ズ、其ノ權義ヲ以テ論ズレバ固ヨリ君臣ナレバ一國ニシテ兩國ニ事ヘ即チ一人ニシテ二君ニ事フルコトヲ得ベカラズ、何レカ一方ニ屬セザルベカラズシテ而シテ其所屬ヲ選ブハ閣藩依テ以テ成立安着スルニ便ナルモノニ着眼セザルベカラズ其成立安着スルニ便ナルモノヲ選ブ時ハ則チ我政府ニ屬セザルベカラズ……且兩國ノ體ナルモノハ世界ノ道理ニ於テ爲スベカラザルモノニシテ之ヲ措テ問ハザルトキハ我獨立國タル體面ヲ毀損シ萬國公法上ニ於テ大ニ障礙ヲ來スコトアリ、於是其往昔ヨリ兩屬タルモノ今新タニ兩屬タルモ均シク是不條理ナレバ之ヲ改メズシテ因襲默許スルコトヲ得ザルノ辯、……其職制改革ノ條件ニ於テハ往昔自ラ獨立ノ體ヲ爲スヲ以テ之ニ應ジタル官制ヲ設ケタリト謂フト雖モ今ハ則チ我藩屏ノ任地方ノ官ナレバ内地ノ舊藩ト異ナルコトナク當時亦一種ノ制ニシテ此藩制アル必ズ此職制ナカルベカラズ、故ニ今般命令アル所ノ職制ハ則チ此藩制ニ適應シタルモノナリ、且今此職制ヲ改革シテ其治務上ニ障礙アルヲ見ズ何トナレバ畢竟只其官名ヲ改ムルノミニ止テ藩治ニ至テハ刑律ヲ奉ジ年號ヲ奉ジ頒曆ヲ奉ジ貨幣ヲ用ユル等ノ如キ大典ヲ除クノ外ハ悉皆藩ノ適宜ニ任ズレバナリ、又副島外務卿ノ口述外務官吏ノ官牘ノ趣旨ハ國體政體永久變更セザルヲ保證シタルニ非ズ、藩タルノ制ヲ變更セザルノ趣旨ナリ、且元來國體等ノ如キハ

時勢ノ沿革政事上ノ便宜ニ依リ宜シク然ラザルベカラザルノ理ヲ以テ變革スルモノナレバ……
；外務卿ハ固ヨリ太政大臣ト雖モ其變更セザルヲ保證スルコトヲ得ズ又保證スベキモノニ非ザ
レバ當藩ニ於テモ其苦情ヲ以テ之ヲ拒ムコトヲ得ベカラザルノ辯等ヲ以テ、條理ヲ追ヒ大義ヲ
責メ或ハ寬ニ出デ或ハ猛ニ亘リ反覆辯論數十回ニ及ブト雖モ論屈スレバ則チ默シ口ヲ發ケバ則
復前議ヲ主張シ遂ニ條理ニ基カズ、於是 臣道之ハ奉命ノ權内ヲ以テ其歎願不條理ナリトシテ聽
許セズ命令速ニ遵奉スベキ旨ヲ命ジタリ、爾後猶ホ藩議紛紜其意ハ既ニ遵奉セザルニ決スト雖
モ頗ル朝議ヲ恐レテ辭ヲ歎願ニ藉リ所陳毎ニ曖昧糢糊タリ、於是 臣道之ハ首里城ニ至リ藩王ニ
面シテ大ニ論ゼントシタルニ藩王病ノ故ヲ以テ其面接ヲ辭ス、乃チ諸官百五十餘名ヲ城中ニ集
メテ命令必ズ遵奉セザルベカラザル所以ノ條理ヲ述ベ且若シ遵奉セザルトキハ政府ニ於テ必ズ
嚴重ノ處分アルベシ、其處分アルハ固ヨリ之ヲ知レドモ清國ノ情義ニハ換ヘ難シトシテ遵奉セ
ザル乎、或ハ之ヲ知ラズ只迂濶ノ論議ヲ盡クシテ遵奉セズ他日處分ノ際ニ當リ君臣狼狽臍ヲ嚙
ムノ憂ニ至テ始テ悟ル乎等ヲ述ベテ其議ノアル所ヲ質問スルニ藩吏ノ中或ハ頗ル之ヲ恐ルルノ
色アルアリ、或ハ當藩條理アツテ遵奉セザレバ政府ニ於テ嚴重ノ處分アルノ理ナシト論ズルモ
ノアリ、……於是 臣道之斷然意ヲ決シテ藩吏一般ニ面シ道之此ニ臨ンデ督促既ニ數回ニ及ブ
ト雖モ毎ニ遁辭ニ托シ要スルニ只決答ノ期日ヲ延ヌヲ是勉ムルガ如シ其無狀ナル亦甚シ、而シ
テ其遵奉セザルノ書ヲ呈スルモ之ヲ呈セズシテ只強願之ヲ拒ムモ其命令ニ對シテハ均ク是ヲ遵
奉セザルナリ、依テ道之ハ今其遵奉セザルヲ視認メタレバ直ニ此館ヲ去リ今般發港ノ迎陽艦ヲ
以テ歸京シ審カニ政府ニ上陳セントス、道之今此館ヲ去ルハ則チ談判破レテ去ルナリ故ニ以來

當藩ヲ視ルハ反者ヲ以テ視ルベシ……謹デ政府ノ處分ヲ待ツベキ旨ヲ以テ論ジ、……他ノ特派公使ノ談判破レテ歸朝スルノ體ニ擬シ遂ニ其翌々日ヲ以テ那覇港ヲ發センコトヲ定メ一行官吏皆行李ヲ調フ、而シテ^{臣道之}竊ニ惟ルニ當藩頃日ノ無狀ナル實ニ甚シ是必ズ政府ニ於テ處分ナカルベカラズ、且熟々當藩治民ノ弊害藩吏ノ所見ヲ視ルニ大ニ之ヲ破ラザレバ閩藩人民ノ不幸ナル實ニ甚シキモノアリ故ニ假令今般遵奉スルトモ前途變革ヲ爲サザルベカラズ、而シテ今般遵奉セズ即チ反シタルハ或ハ是自然氣運ノ大變革ニ赴クモノ乎、……^{臣道之}ハ歸京具狀ノ日三事ヲ建言セントスルナリ其三事トハ何ゾ、司法以テ當藩王違制ノ罪ヲ處斷シ、行政以テ當藩王ニ命ジテ土地人民ヲ奉還セシメ遂ニ琉球藩ヲ廢シ沖繩縣ヲ置キ、軍務以テ既ニ決定シタル所ノ分遣隊入琉ノ期限ヲ早クシテ地方ノ暴舉ヲ豫防スルナリ、……于時當藩ノ事情ヲ探索スルニ^{臣道之}憤然首里城ヲ去リ將ニ歸京セントスルヨリ人心頗ル恟々藩議遂ニ三黨ニ分レ、「其一」ハ前途政府ノ處分ヲ恐レ速ニ遵奉セン事ヲ論ジ遂ニ或ハ哀訴シテ以テ^{臣道之}ノ歸京ヲ止メントスルノ勢アリ是我政府ヲ恩義アリトスルノ黨ナリ、「其二」ハ寧ロ我政府ノ處分ヲ受クルモ清國ノ情義ニハ換ヘガタク又其我政府ノ處分ニ於テハ百方力ヲ盡クシテ廟議ヲ止ムルノ策ヲ行フベシトシテ論ズ是清國ヲ恩義アリトスルノ黨ナリ、「其三」ハ遵奉セザルヲ得ザルハ既ニ能ク領知スルト雖モ今速ニ遵奉スルトキハ一ニハ清國ニ對シ信義ノ盡キザル所アリ一ニハ藩內遵奉セザル黨ノ人心ヲ鎮撫スルノ難キニ苦ム、故ニ藩吏一度上京直ニ政府ニ向テ嘆願シ遂ニ聽許ヲ得ザルニ至テ而シテ遵奉スルトキハ内外ニ對シテ答辯スベキノ辭アリトス是要路ノ黨ナリ、此三黨ノ論議紛紜而シテ遵奉セザル黨ノ論議盛ンシテ間々疎暴ノ舉動ニ亘リ爲是藩議頗ル困迫

ノ狀アリ、於是 臣道之藩吏ニ論ズルニ子等過日屢直ニ政府ニ向テ歎願センコトヲ強願スルニ止マルヲ以テ政府ノ命ヲ奉ジ委員タル道之ヲ擱キ直ニ政府ニ向テ強願セントスルハ委員ヲ辱カシメ即チ政府ヲ辱カシムルノ理ナルニ依リ之ヲ聽許セザレ共若シ直ニ政府ニ向テ其遵奉セザルヲ強願スルニアラズシテ一度上京歎願シテ遂ニ政府ノ聽許ヲ得ザルトキハ即チ遵奉スルノ主意ニシテ、其上京藩吏ハ豫メ藩王ノ委任ヲ受ケ東京ニ於テ直ニ遵奉書ヲ呈スル事ヲ決議シ且藩王ニ於テハ道之ニ對シ其趣旨ノ明文アル證書ヲ送ルトキハ藩吏上京歎願ヲ聽許スベシ、……道之ニ於テハ親シク當藩近日困難切迫ノ事情ヲ視察スレバ特ニ之ヲ酌量シ一ノ便方ニ依テ行フノ趣旨ヲ以テスルニ藩議頗ル之ヲ便トシ、藩王及ビ諸官一般殆ド喜悅ノ眉ヲ開キ前日ノ酷苦ヲ忘ルルガ如クニシテ遂ニ 臣道之ノ指示スル所ノ趣旨ニ隨ヒ藩王ヨリ完全ナル證書ヲ以テ藩吏ノ上京ヲ請フニ依リ 臣道之ハ奉命スルトコロノ權内ヲ以テ之ヲ聽許シ、且前日施ス所ノ諸官上京ヲ止ムル等ノ條件ヲ解キ而シテ藩王ノ委員三司官池城親方及ビ隨從與那原親方幸地親雲喜屋武親雲上内間親雲上親里親雲上等ヲ率ヒテ歸京セリ、而シテ舊吏ニ在テハ此上京ニ依テ百方歎願シ以テ廟議ヲ動カシテ其遵奉セザルノ意ヲ逞フシ、今般 臣道之命ヲ奉ジテ命令ノ條件ハ遂ニ廢止ニ屬セシメント企望スル者アラン乎、或ハ歎願シテ遂ニ政府ノ聽許ヲ得ザルトキハ直ニ遵奉書ヲ呈シテ當藩ノ安寧ヲ謀ラントスル者アラン乎、如此二途ノ目的アルモ既ニ藩王ニ在テハ 臣道之ニ對シ政府ノ聽許ヲ得ザルトキハ委任ノ藩吏ヲ以テ直ニ東京ニ於テ遵奉スベキノ明文アル證書ヲ送リタル以上ハ、則チ政府聽許ナキニ於テハ到底一ノ遵奉ニ歸着セザルヲ得ズ、而シテ政府ハ曩ニ 臣道之ニ命ジテ該藩ニ被遣タル所ノ主意ニ於テハ毫モ不動即チ該藩ノ歎願ヲ聽許セザルコ

トハ 臣道之之ニ於テ疑ヲ容レザル所ナレバ今般藩王ヨリ 臣道之ニ對シテ送リタル證書ハ即チ命令ヲ遵奉シタルモノト視做スナリ、若シ上京ノ藩吏無道ニシテ證書ノ言ヲ食ミ政府ノ聽許ナキニ猶ホ遵奉セザルトキハ則チ廟議ハ彼ノ三事ヲ施スニアルノミ、之ヲ要スルニ唯廟議斷乎トシテ不動ニアリ是 臣道之ノ至願ニ堪ヘザル所也、僅々ノ文書事由ヲ盡スコト能ハズ只其要略ヲ掲ゲ別ニ奉使琉球始末一部ヲ添ヘ以テ謹而具狀

明治八年九月二十五日(舊八月二十六日)

内務大丞 松田道之

太政大臣 三條實美 殿